電気通信大学アドミッションセンター会議規程

制定 平成22年3月19日規程第29号 最終改正 令和4年7月25日規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学アドミッションセンター規程第9条第2項の規定に基づき、アドミッションセンター会議(以下「センター会議」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) アドミッションセンターの組織及び運営に関すること。
 - (2) アドミッションセンターの各部門が行う業務のうち重要なものに関すること。
 - (3) 入学者選抜の基本方針等に関すること。
 - (4) その他入学者選抜に関する事項のうち重要なものに関すること。

(構成員)

- 第3条 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) アドミッションセンター長
 - (2) アドミッションセンター専任教員
 - (3) 情報理工学域入学試験委員長
 - (4) 情報理工学研究科入学試験委員長
 - (5) その他議長が必要と認めた者
- 2 副センター長が置かれる場合は、前項の構成員に加えるものとする。 (任期)
- 第4条 前条第5号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合 の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第5条 センター会議に議長を置き、アドミッションセンター長をもって充てる。 (副議長)
- 第6条 センター会議に副議長を置き、アドミッションセンター長が指名する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 (議事)
- 第7条 センター会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 センター会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者をセンター会議に出席させることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される第3条第6号に係る委員の任期は、第4条本文の規 定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成22年7月21日規程第77号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第110号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第143号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月25日規程第39号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。